明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（人事院二一―〇―七）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三四五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二三五六～二三六五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三六六～二三七〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二〇八）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一二〇九）　六
○釧路湿原鳥獣保護区を変更し、その存続期間を更新した件（環境八七）　七
○釧路湿原特別保護地区を指定した件（同八八）　八
○白山鳥獣保護区を変更し、その存続期間を更新した件（同八九）　九
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二一二～二一六）　一〇
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試練及び試験を実施する件（同二一七）　一〇
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二一八）　一〇
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二一九）　一〇

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、大阪同二、兵庫同七、島根同二）　二

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、国営宍道湖西岸土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

規則

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二一―〇―七

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（官民人事交流法の対象とする法人） **第四条**　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一　信用協同組合及び信用協同組合連合会 二～十二　（略） （民間企業の部門との交流派遣の制限） **第十九条**　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。 一～三　（略） （民間企業の部門との交流採用の制限） **第二十五条**　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等に	（官民人事交流法の対象とする法人） **第四条**　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 （新設） 一～十一　（略） （民間企業の部門との交流派遣の制限） **第十九条**　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。 一～三　（略） （民間企業の部門との交流採用の制限） **第二十五条**　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等に